

## 天理市デマンド型乗合タクシー実証運行計画（案）

項 目	内 容
①事業の名称	天理市デマンド型乗合タクシー実証運行
②事業主体	天理市地域公共交通活性化協議会（事務局：天理市）
③運行主体	道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業者
④事業概要	公共交通空白地帯と市中心部の駅・市役所や病院・スーパー等を結ぶデマンド型乗合タクシーを実証運行
⑤運行方式	定時ダイヤ型、区域運行方式
⑥運行エリア	資料2のとおり。
⑦運行車両	セダン型タクシー
⑧車両表示	<p>運行車両の両側面にデマンドタクシーであることが分かるようにマグネットシートを貼付</p>  <p><u>側面にマグネットシートを貼付</u></p> <p>◎マグネットシートは協議会において必要数を準備（貸与）</p>

項 目	内 容
⑨乗降場所	<p>各エリア内に停留所を必要数設置</p> <div style="display: flex; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: right;">路面添付シートにより表示</p> <p>◎路面添付シートは協議会において準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館、集会所等の駐車スペースに設置の予定</li> <li>・設置箇所は集落に1～2箇所程度。地元と相談し決定する。</li> </ul>
⑩目的地	<p>市中心部</p> <p>(天理市役所、天理駅、天理市立病院、イオン天理ショッピングセンター、オークワ周辺、天理よろづ相談所病院で検討)</p>
⑪運行方法	<p>予約による時間固定型。予約のあった時のみ運行</p> <p>※1回の運行とは：天理駅を0分に出発し、市中心部の予約客を乗車させた後、運行エリアで降車。さらに予約客を乗車させ、市中心部で降車させるまで。</p>
⑫運行日	<p>月曜日から金曜日（祝日、年末年始「12月29日～1月3日」は除く）</p>
⑬運行時間帯及び回数	<p>8時から17時までの間の1日5回を予定</p> <p>（8時、10時、12時、14時、16時等）</p>
⑭料金	<p>300円（東エリアは500円）</p> <p>（ただし、未就学児は無料。障害者と介助人は半額）</p> <p>※未就学児の乗車は保護者同伴が条件</p>
⑮利用対象者	<p>事前に利用者登録し登録証の発行を受けた市民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年2月頃に募集開始。3月中旬に発行予定（同時に運行事業者に名簿配布）</li> <li>・追加登録は随時行い、その都度、業者に登録証発行者を知らせる。</li> </ul>

項 目	内 容
⑩予約方法	<p>電話、FAXでの予約</p> <p>※乗車を希望する1週間前から前日の午後4時まで（要検討）</p> <p>乗合のため各停留所への到着時間がまちまちであるため、予約締め切り後に運行計画を作成し、タクシー事業者から利用者に乗車時間を知らせる。なお、締め切り時間については予定である。</p>
⑪配車システム	<p>運行事業者の既存システムを活用</p>
⑫実施時期	<p>平成24年4月から平成26年3月まで</p> <p>平成24年中の運行状況により、平成25年7月頃に一部（パンフレットの作り替えや、全市的に広報が必要ではないもの。業者との契約変更を伴わないもの。）修正。平成25年3月までの1年間の実績により、平成25年度中に今後の方向性や通行エリア、運行時間帯の見直し等を実施。（本格導入する場合は、平成26年4月から）</p>
⑬業者選定方法	<p>公募型プロポーザル方式</p> <p>事業開始までに道路運送法第4条に定める一般旅客自動車運送事業の許可を取得することが必須条件となる。</p> <p>その他、別に定めるとおりとする。</p>
⑭委託料	<p>○委託料</p> <p>運行経費から収入（利用料金）を差し引いた差額を委託料とする。</p>